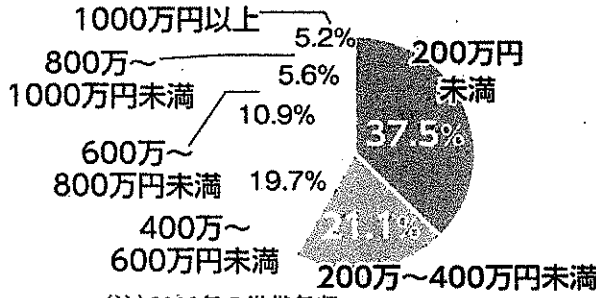


# 女性コロナ失業90万人

## シフト減に給付、56%「知らない」

### パート・アルバイト民間推計

「実質的失業者」の6割が、世帯年収400万円未満の世帯



(注) 2019年の世帯年収 (出所) 「コロナによる休業・シフト減のパート・アルバイト女性の実態に関する調査」(2020年12月)

新型コロナウイルスの影響で、「実質的な失業状態にある」パートやアルバイトの女性は90万人になるとの推計を、野村総合研究所がこのほど発表しました。

実態に関する調査」を12月18～21日にインターネットアンケートで実施。全国の20～59歳のパート・アルバイトに就業する女性5万5889人が回答しました。調査はパート・アルバイトで働く女性のうち「シフト5割以上減」かつ「休業手当なし」に該当する人を「実質的失業」と定義。総務省の「労働力調査」を使用し推計しました。

「実質的失業者」の58.6%が世帯年収400万円未満で、うち200万円未満は37.5%。多くが低収入世帯であることが浮き彫りになりました。「実質的失業者」の8割以上で世帯収入が減少。5割以上減った人は48.1%でした。

シフトが減った人のうち、「シフト減の場合も休業手当支給の対象」であることを知っている回答したのは2割にとどまり、「知らなかった(今回はじめて知った)」人は56.3%にのぼりました。

支援制度について6割が「国や自治体による積極的な広報」「説明や申請方法がわかりやすく」「必要と回答しています(複数回答)」。日本共産党の山添拓参院議員は1月28日の予算委員会で同調査に触れ周知方法の改善を

休業手当を支払われなかった労働者に対して、政府が給付金を支払う新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金はシフト制や短時間休業も給付対象になります。しかし、休業支援金・給付金を知っているのに申請していない人は86.4%で、申請していない理由として、「自分が対象になるのか分からない」と回答した人が66.5%いました。

要求、菅義偉首相をただしました。

### 制度使って

首都圏青年ユニオン 原田仁希委員長の話  
ユニオンにも休業補償の相談は絶えず寄せられています。本来、企業が休業を命じた場合、会社には休業手当を支払う義務があります。コロナ禍で広範な企業が休業を余儀なくされている現状があります。事業主が休業手当を支払えない場合、国が労働者への補償を行うのが休業支援金・給付金です。

店舗やお店が休業をしていない場合でも、シフトカットや時短営業が発生していれば申請は可能です。使える制度はどんどん使っていくべきです。